

茨木市立三島小学校 P T A 規約

第一章 名 称

第一条 本会は茨木市立三島小学校 P T A と称し、事務所を三島小学校内におく。

第二章 目 的

第二条 この会は、会員が協力して家庭と学校との関係をより緊密にし、教育現場を整備して児童の健全なる育成を推進するとともに家庭生活・社会生活の水準を高め、正しい民主教育を図ることを目的とする。

第三章 方 針

- 第三条 本会は前条の目的を遂行するため次の方針で活動する。
- 1 本会は政治的・宗教的・営利的色彩をもつものではなく、主体性をもつて他のいかなる団体等の干渉もうけない。
 - 2 本会はこの会の目的を果たすため、目的を同じくする他の団体と連携し協力することができる。

第四章 会 員

- 第四条 1 本会の会員は、学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる者（以下保護者という）、学校に勤務する教職員とする。
- 2 会員はすべて平等の権利と義務とをもつ。
 - 3 校長は各種の会合に出席して意見を述べることができる。

第五章 会 計

- 第五条 本会の経費は会費・自発的な寄付金及びその他の収入によって支弁する。
- 第六条 会費は会員一人につき月額一三〇円とする。
- 第七条 本会の資産は第二章の目的達成のため以外は使用してはならない。
- 第八条 総会の議決を経て特別会計を設けることができる。
- 第九条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第六章 役員の構成

- 第十条 1 本会の役員は次のとおりとする。
- ① 会 長 一 名 保護者
 - ② 副会長 二 名 保護者
 - ③ 書 記 三 名 保護者・教職員
 - ④ 会 計 三 名 保護者・教職員
 - ⑤ 会計監査 若干名 保護者
- 2 役員の任期は一年とする。ただし、兼任は認めないが再選はさまたげない。
- 3 役員に欠員を生じた場合は指名委員が新たに候補者を選出し、運営委員会の上承によりこれを補充する。

- 4 すべての役員は、第二章第二条の目的を達するため、会長統括の下、相互に協力して活動を行う。

- 5 役員は、やむをえない事情がある場合に限り、任期途中において辞任を申し出ることができる。

- 6 会員は、総数三分の一以上の者の連署を以て、すべての役員の解職を請求することができる。

第七章 役員の任務

- 第十一条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄し、役員指名委員会を除くすべての委員長・副委員長ならびに委員を委嘱または罷免する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
 - 3 書記は総会及び運営委員会の議事を正確に記録し、会員への周知を図る。また、各種の会合について通知する。
 - 4 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、年度末総会において会計監査を経た決算報告をする。
 - 5 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を年度末総会に報告する。

第八章 役員の選挙

- 第十二条 役員の選挙及び就任は次のとおり行う。
- 1 役員候補者の選出は指名委員が行う。
 - 2 指名委員会の選出及び構成は、第二十一条に定める本会委員会と同様とする。
 - 3 指名委員会は互選により、委員長一名を決定する。
 - 4 指名委員長は役員候補者を選定する。候補者多数の場合は、選挙を行う。選挙の公示は選挙の七日前とする。
 - 5 役員は年度末総会において承認され、四月一日に就任する。
 - 6 役員候補者の指名はその氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならぬ。
 - 7 前項の定めにかかわらず会員は誰でも十名以上の連名のもとに役員候補者を本人の承諾を得て推薦することができる。ただしこの場合は、十月中に文書をもって指名委員会に届けなければならない。

- 第十三条 公職選挙法により選挙された公職者及び指名委員を役員として選出することはできない。

第九章 総 会

- 第十四条 総会は次の通り開く。
- 1 年度始総会 委員の紹介、年度計画及び年度予算の確認、その他の事項の審議ならびに承認。
 - 2 年度末総会 次年度役員選出及び年度決算報告・事業報告・次年度予

算案の審議・年度計画の審議、その他の審議ならびに承認。

- 3 臨時総会 運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の五分の一以上の要求のあった場合には会長によって召集される。

- 4 総会を召集するいとまのないときは委員総会をもって承認をうけ、その議決事項は次の総会において承認をうけるものとする。

- 第十五条 1 総会の定足数は会員の五分の一とする（委任状を含む）。
2 決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十章 委員総会・運営委員会

- 第十六条 会長が必要と認めた場合は委員総会を開くことができる。

- 第十七条 委員総会は役員・各種委員によって構成され、年度計画、調整その他の事項について審議する。

- 第十八条 1 運営委員会は本会の役員、委員会の委員長・副委員長・校長・教頭・教職員代表一名によって構成する。
2 P T A会長は、運営委員長を兼務する。
3 運営委員長は、必要に応じてP T A会員ほかを運営委員会に召集し、意見をきくことができる。

- 第十九条 運営委員会の任務は次のとおりである。
1 各種委員会によって立案された事業計画の審議検討。
2 総会に提出する報告書・議案・予算書・決算書の作成。
3 規約ガイドラインの確認。
4 第三条第二項による連携する団体の承認及び削除。
5 特別委員会の設置。
6 次期委員の定数決定。
7 役員及び委員の辞任に関する是非の決定。
8 その他会員より委任された会務の処理。

- 第二十条 運営委員会は、運営委員長が必要に応じて召集する。

第十一章 各種委員会・特別委員会

- 第二十一条 本会には次の委員会を設ける。

- 1 企画広報委員会 児童及び会員の厚生福祉の充実をはかるとともに、会員の教育向上及び文化活動の推進につとめる。また、会の理解を深め運営の協力を得るため、機関紙を発行し、広く会員ほかにP T Aの活動を知らせる。

- 2 学級委員会 校内の美化整備及び教職員と保護者との連絡調整につとめる。また、P T A行事の計画立案に関与し、これを実施する。

- 3 地区委員会 地区における本会の主旨の解明・地区活動の推進につとめるとともに、校外における児童の健全育成につとめる。

- 4 指名委員会 第八章第十二条に定める次期役員ほか、次期委員の選出を行うとともに、年度途中に発生した役員及び委員の欠員を補充する。

- 第二十二条 各種委員会及び特別委員会はいかなる事業計画についても運営委員会にはからなければならない。

第十二章 各種委員

- 第二十三条 各種委員の定数は、運営委員会により決定される。
第二十四条 委員の任期は一年とする。第十一章第二十一条に定める委員の兼任は認めない。

- 第二十五条 各種委員は、会長及び各委員長総括の下、第二章第二条に定める会の活動目的を達成するため、相互に協力し、活動を行わねばならない。
第二十六条 各種委員はやむをえない事情が発生した場合に限り、辞任を申し出ることができる。

- 第二十七条 委員に欠員を生じた場合は必要に応じてこれを補充する。

第十三章 慶 弔

- 第二十八条 本会は会員（保護者、生徒、学校職員並びにその家族）の慶事及び弔事に際して、見舞いもしくは祝い金を進呈し、慶弔の意を表するものとする。
第二十九条 弔事については次のとおりとする。

- 第三〇条 見舞金について次の通りとする。
1 災害、水害、その他予期しない災害による会員の住居する家屋の被害 全焼又は全壊 見舞金10,000円
半焼又は半壊 見舞金5,000円
2 傷病の場合 生徒が病氣、怪我、交通事故などで2週間以上の入院 見舞金5,000円
学校職員が病氣、怪我、苦痛事故などで2週間以上の欠勤 見舞金5,000円

- 第三十一条 P T A役員（正副会長）の退任時の記念品については次のとおりとする
1 会長 記念品として5,000円
2 副会長 記念品として3,000円
3 書記、会計 記念品として2,000円

- 第三十二条 その他慶弔（P T A活動に功労のあった者）については本規定に準じて運営委員会で協議の上決定する。

- 第三十三条 緊急性のある事柄については正副会長の判断で行い、次の代表会議にて承認を得る事とする。
第三十四条 この規定の執行に際して一切返礼は受けない。
第三十五条 この規定の改廃は代表会議において決定、承認を得るものとする。

第十三章 改 訂

- 第二十八条 本規約は総会において出席者の四分の三以上の賛成により改訂することができる。

本規約は、昭和四十七年 四月一日より施行する。

- 昭和五十四年・五十五年・五十六年四月一日 一部改訂
昭和五十七年十一月二十七日 第二十一条二の1設置
昭和五十八年四月一日 第二十一条二の1施行
昭和六十二年三月十六日 第十二条2 一部改訂
平成四年三月十四日 第十二条2
平成五年三月六日 第二十一条一 一部改訂
第二十一条二

第二十一条二

平成五年五月二十二日	第十四条一	一部改訂
平成七年三月四日	第六条	一部改訂
平成十四年三月二日	第十二条	〃
平成十四年三月二日	第十二条2	一部改訂
〃	第十四条1	〃
平成二十五年五月二十二日改訂	〃2	〃
〃	第一条	一部改訂
〃	第二条	〃
〃	第三条	〃
〃	第四条	〃
〃	第六条	〃
〃	第十条	〃
〃	第十一条	〃
〃	第十二条	〃
〃	第十三条	〃
〃	第十四条	〃
〃	第十八条	〃
〃	第十九条	〃
〃	第二十条	〃
〃	第二十一条	〃
〃	第二十三条	追加
〃	第二十四条	〃
〃	第二十五条	〃
〃	第二十六条	〃
〃	第二十七条	〃
〃	第二十八条	一部改訂
〃	第十条	一部改訂
平成二十九年三月十二日改訂	第十条1	一部改訂
令和二年三月七日	第二十八条	追加
〃	第二十九条	〃
〃	第三十条	〃
〃	第三十一条	〃
〃	第三十二条	〃
〃	第三十三条	〃
〃	第三十四条	〃
〃	第三十五条	〃